

6 豊監第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 2 月 14 日

豊山町監査委員 堀 尾 博 樹

豊山町監査委員 水 野 晃

財政援助団体等の監査結果報告書

1 監査の対象

財政的援助団体等の監査

- ・社会福祉法人豊山町社会福祉協議会（担当部署 福祉課）
- ・豊山町交通安全協会（担当部署 防災安全課）

2 監査の実施日

令和7年1月22日（水）

3 監査の概要

上記の対象を所管している生活福祉部及び企画調整部からの監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、説明を聴取して、財政援助団体に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の結果

監査を実施した結果、生活福祉部及び企画調整部所管の財政援助団体への出納その他の執行処理状況について、概ね適正に行われていると認められた。

また、次のような指摘事項が見受けられたため、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望む。

（1）社会福祉法人豊山町社会福祉協議会（担当部署 福祉課）

令和5年度に整備した施設設備が有効に活用できていない状況が見受けられたことから、資産の適切な活用を図られたい。

また、社会福祉法人としてその専門性を生かした事業を運営するためには、自主財源を確保し、存在意義を高めることが必要である。事業費を的確に把握し、社会情勢に応じた見直しを含めて、事業の重要性・有効性の検証を望む。

（2）豊山町交通安全協会（担当部署 防災安全課）

会計事務にあたり、現金の出納簿が作成されていなかった。また通帳の管理も極めて不適切であった。少額であっても盗難や不正が生じる可能性はあることから、出納簿の作成、通帳の管理、複数人によるチェックなど適切な管理体制の構築を図られたい。

歳出の人件費街頭手当中の「PTA協力員謝礼」について、交通安全協会から各学校へ一括して支払っている事例が見受けられた。支払いの経緯、実態を把握し、適切な支出及び科目設定を図られたい。